

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（企業、職業別：各種企）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業, アルコア, 沖縄アルミ, フェアチャイルド, ブルーシール, インターナショナル・デアリーズ, C・Fシャープ, カイザー, クライメット・コントロール, SAXET・CO キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43468

ブルトニール社 (インターナショナル デアリーズ)

大蔵省 外務省
 事務次長 典歴
 臣官官密長長
 儀總人電厚計
 儀書文會管給
 園資長領移長
 參折金
 參領旅移
 參地中東
 長北東西
 參北北保
 中南審
 長西東洋
 參東
 近ア長
 參書近ア
 次總経國万
 長経協長
 參政技二
 園一理
 參袋協短
 長園
 參政経科
 長社専
 長道内外
 長文長
 一二

ONTA
 再発
 外務省の用紙
 注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

機番号(TA) 5-2326
 70年10月21日12時20分 津 絶 発 主
 70年10月21日14時09分 本省 着 管
 外務大臣殿 高瀬 因 臨時代理大使 総領事 代理

ブルーシール社によるヨーグルト製造はん売

第464号 略 至急
 10/16日付当地各紙は、りゅう政通産局がブルーシール社(社長シツプリー在ちゅう商工会議所会頭)によるヨーグルトの製造はん売を外資法違反であるとして、同日を期して本格的製造はん売を予定している同社に対し、製造はん売の中止命令を文書を以つて行なうことに決定した旨報じている。同報道によれば、同社は1967年にりゅう政からりゅう製品製造はん売の許可を受けて現在に至っており、本年4月16日の外資審議会にて「にゆうさんきんいんちゅうの製造はん売」の許可を受けたが、ヨーグルトについてはこれを削除された経緯があるにもかかわらず、同社としては、「にゆうさんきん」の中には既にヨーグルトも含まれているとの解釈のもとに、去る7月25日から試験的製造はん売を行なつて来た由。
 20/21日りゅう政通産局外資係担当官は、本件についての当方照会に対し、中止命令が既に発出済なることを確認のうえ概要次の通り説明した趣。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(イ) 67年にブルーシール社が行なつた申請内容は、第1点として「にゆう製品の加工、調合のための工場を設立」すること。及び第2点として、工場設立後の製品には、(A)新鮮なミルク、(B)再結合ミルク、(C)アイスクリーム、(D)にゆう製品とうか品、(E)チョコレートぼうまたはコーンに付着するアイスクリームのような特製品またはちん品、(F)各種のチーズ、の6項目が列挙されていた。りゅう政当局は、検討の結果右申請をそのまま認可した。
 (ロ) ところが本年初めに至つて、ブルーシール社より再度申請があり、「ヨーグルトやコッティ、チーズ等(ただしこれに限らない)及びはい養にゆう製品の製造はん売」の許可を求めて来た。(11月23日受理)外資審議会ではこれを検討した結果、当地業者の反対ちん情をもかん察して「チーズは認めるがヨーグルトの製造はん売を認めない」との趣旨をもち込んだ勧告を主席に対し答申し、かつ民政官に対し報告した。右勧告に対し、民政官からは何らの異議も聞かれなかつた。
 (ハ) その後ブルーシール社は、方針を変更して、67年に認可された「にゆう製品」の中にヨーグルトも含まれているとの主張を行なうに至つた。りゅう政としては、67

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

年の申請第1点はあくまでも工場の設立に関するものであり、更に第2点の諸項目は制限的列挙であるとの見解をとっている。

(=) りゅう政当局は、今後法務局の協力を得て法律面での態度をつめる予定であるが、取りあえず明22日午前10時法務局とともに本件につき話し合う予定である。

(了)

—3—

外務省

秘

孫大迎農

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 5296/ 主管
 70年10月29日12時40分 3中 綴 発着 米代
 70年10月13日13時49分 本省 綴

外務大臣殿 高橋 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ブルーシール社によるヨーグルト製造はん売

第475号 略

往電第464号に関し

24日、りゅう政通産局通商課担当官は当方に対し、本件は22日に米りゅう両政府間で話し合われたが、61年に認可された「りゅう製品」の中にはヨーグルトも含まれているとのブルーシール社の主張をよう護する米側と右主張を否認するりゅう政との立場がへい行線をとるのみで何ら結論を得られなかつた旨述べた趣。同日の会合にはりゅう政側から局長以下の職員が参加したが、26日予定の次回会合には、本件が高度の政治的な問題に発展しおることにかんがみ主席、副主席も出席して米側説得に努める模様。以上聞き込みのままなるも取りあえず。

(了)

外務省

秘

ソカヒ 万大博阪

大政専外別顧問
 勤務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総人冠厚計
 備書文会管給
 備

国資長領移長
 参調折企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北西
 参北北保
 中南審
 取 参西東洋
 長 西京

近ア長
 参審近ア
 次総経国万

長 参賀統三
 参政技二
 園一理

参参議風
 長 参政経科

長 軍社専
 参道内外

文長 一二

秘密標記 (赤色)

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

米比2長
手付
11月5日

第 258 号

昭和 25 年 11 月 5 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代表



(件名)

ブルーシール社によるヨ-グルト製造販売問題

引用公・電信

日付・番号

往電第 475 号

11月1日付当地紙によれば、10月31日

琉球政府 砂川通産局長は記者会見において、米

民政府が (1) 外資の指導、運営は琉球政府の

付録添付 付録空便 (行) 付録空便 (DP) 付録船便 (貨) 付録船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

2618

在外公館

要処理
首席参事官
南大
外務調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



手付
11月5日
通産局長 (受けのこ) スミ

権限に属することであり、ブルーシール社の問題については行政指導を行き立場から当事者の間に話し合いを深め解決して欲しい。(2) 争点としましては免許条項の解釈をめぐり法律論争に持込むことは避けたい。(3) これ以上政治問題化するのを賢明でなく、話し合いによる解決を期待していき、この意向を表明、米民政府が本件問題から手を引くことを明らかにした旨送る。この取送は通産局にて、今後 (1) ブルーシール社がこれまでに製造したヨ-グルトの取扱い、(2) 仕入れた原料と施設、の2点に絞ってブルーシール社の考えをたがってゆく方針と伝えられる。

GA-4

外務省

対大通信

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

92

電信写

大政事外務官
事務典房
次官
巨官官審審長
備給人電厚計
備文会管給

総番号(TA) 55146 主管
70年 月 日 15時00分 沖 渥 発着
70年 11月 6日 16時32分 本 省 着 幸北1

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ブルーシール社によるヨーグルト製造はん売

第525号 平

往信第258号に関し

6日付りゆうきゆう新報は本件につき4日付りゆう政通産局とブルーシール社との話し合いて、同社シツプレー社長が同社のヨーグルト製造はん売は外資法違反であることを認め、同製造はん売事業を停止すると回答した(ただし、既に製造されたもののはん売は認めることを要請し、通産局もこれには弾力的態度で臨む由)旨報道している。

(了)

決意

調査長 参査折調
領移長 参領旅移
参地中東
長 北東西
参北北保
中南番
参一
参西東洋
長 西東
参書近ア
次総経国
長 参統
参政技二
国一理
参参協
参政経科
軍社専
参道内外
一

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信

大政事外務官
事務典房
次官
巨官官審審長
備給人電厚計
備文会管給

総番号(TA) 22817 主管
70年 月 日 18時00分 参コフランニス2 発着
70年 5月 9日 10時44分 本 省 着 幸北1

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワにおける米国系企業の事業活動の制限

第133号 暗秘 至急

1. 本日、当地フオアモースト・インターナショナルのプラ・オツサ社長より本官に対し次のとおり申し越した。
同社の子会社で現在オキナワでぎゆうにゆう・アイスクリーム、ヨーグルト、チョコレート等を生産している INTERNATIONAL DAIRIES ENGINEERING CO. (RYUKYU) は先週日本の農りん省より本年5月/5日以後ぎゆうにゆう及びアイスクリーム以外の商品について事業活動を行なうことは認めない旨非公式に通告を受けたとの報告を入手した。(同人によれば、上記2品目は特に利益率のひくい商品であり、したがって上記子会社は自由な事業活動を行なうことが出来るマリナガや明治に比していちぢるしく不りになる)。自分の了解するところではオキナワにおける既存米国系企業のオキナワ返かん後の事業活動については、アイチ・マイヤー会談において本土に製品を輸出しない限り返かん前と同様の事

調査長 参査折調
領移長 参領旅移
参地中東
長 北東西
参北北保
中南番
参一
参西東洋
長 西東
参書近ア
次総経国
長 参統
参政技一理
国企二
参参協
参政経科
軍社専
参道内外
参一

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

業活動を認める旨の合意があつたと了解しており、今回の通告はその合意に反するものである。当社としては東京の米大使館を通じて嚴重に抗議するつもりであるが、貴官より当社がオキナワでこれまで通りの事業活動をする事が出来るよう本国政府におとりなし願いたい。

2. デ・ラ・オッサはクラウセン、バンク・オブ・アメリカとうどりとともに日米経済顧問委員会に当地を代表しメンバーとなつている有力財界人で、大のしん日家であるところ、本件の真相、先方への回答ぶりにつき至急御回答願いたい。

米に転電した。

(了)

外務省

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示	総第
秘 無期限	暗 略 平	0513 138-00
	第 94 号	昭和 47 年 5 月 13 日 18 時 19 分
	大至急 至急・普通・LTF	発電係 (三)

大 臣	主管	主管局部署 (室) 名
政務次官	アメリカ局長	米北1
事務次官	参事官	起案 昭和47年5月13日
外務審議官	北米第一課長	起案者 森 電話番号 2466
外務審議官		
官房長		

協議先
北米第二課長

大使 臨時代理大使
在 サンフランシスコ 総領事 代理 外務大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 発

件名 沖縄における米国系企業の事業活動の制限 (回答)

貴電中133号に因り、

1. 農林省のつぎのとおり回答致したので、

これをデ・ラ・オッサ社長に伝達ありたい。

(1) 本件については、International Dairies

(Ryukyū)社と農林省との間の折衝

写 済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

過程で事務的手続きのそご等により、
 双方の了解が喰い違っていたものであり、
 特に牛乳、アイスクリーム及びヨーグルト
 が主たる調整対象品目であったため、
 右対象品目以外の minor な
 品目に対する取扱いに不備が生い
 たものである。

(2) わが方としては、復帰後の在沖
 外国企業等の取扱いに関する愛知
 書簡の主旨を無視する意向はなく、
 同社の乳製品製造部門の事業
 活動について、つぎのとおり認可する
 方針である。

(1) 同社の事業のうち、~~46年6月17日~~
~~(愛知書簡発出日)現在~~ 琉球政府

より同社が発行^{した}の外資導入免許
 証第 252 号第 1 節の C 項及び L 項
^{(46年6月17日(愛知書簡発出日)現在において)}
 の該当品目であつて、~~かつ~~ 製造実績
 を有する品目については、復帰後
 かかる品目の製造・販売につき、
 正式に認可申請が行なわれるは、
 牛乳及びアイスクリームと同様、他果
 への販売も行な^{われ}ぬことを条件
 として、これを認めることとする。

(2) 乳酸菌飲料(ヨーグルト等)の製
 造については、46年6月16日、琉球
 政府の外資審議会において、同
 飲料製造に関する免許追加申
 請が不許可^{同社の}処分となつた経緯が
 あり、これを認めない。

2. 又、本件については、別途赤城
 農林大臣に対しても直接同社長
 より同様の要請が来ている由のと
 して、同有では上記の方針はこれ
 以上譲り得ない最終的措置で
 あることも同社長に併せて伝え
~~き~~た旨を伝え、旨依頼越している
 ので、右、先方に確認おさありたい。

13)

農林省よりインデコ社に、7月17日
回答書にて、~~同答書にて~~ 承知

本件については、インデコ社と農林省との間の
調整・折衝を進行過程で事務的手続のご等により、合意事
項に対する双方の了解が喰い違っていたものであり、特に市

が主たる
乳アイスクリーム及びヨーグルトの調整論議が集中していた
が、~~そのほか~~ ~~の品目~~ ~~以外~~ ~~の品目~~ ~~である~~
大の minor items に対する取扱いに不備が生じたものである。

わが方としては、受知マヤ一書簡の主旨を無視する
意向はなく、インデコ社の乳製品製造部門の事業
活動について、次の考え方をとり、認可する方針で
ある。

(イ) インデコ社の事業のうち昭和46年6月17日現在
琉政発行の外資導入免許証が255号と1節C項

(新鮮なミルク、再結晶ミルク、アイスクリーム、乳製糖)

菓類、チョコレート、又はその下に附着するアイスクリーム
のような特製品又は珍品及び各種アイス製品、製造
販売) ~~同節C項~~ (アイスクリーム類培養乳製品)
の製造及び販売

に基づき免許を与えられ、~~その~~ ~~後~~ ~~の~~ ~~事業~~ ~~の~~ ~~継続~~
を認める事とする。
これを復得後と認め、認可申請が行なわれれば、前記
アイスクリームと同様、他県への販売を行なわれ、事業条件
を認める事とする。

(ロ) 乳酸菌飲料の製造については、昭和46年6月16日
琉球政府の外資審議会において、免許追加申請が
不許可処分となつた継続 ~~の~~ ~~事業~~ ~~は~~ ~~認可~~ ~~され~~ ~~ない~~ ~~こと~~
とする。

↓ 与... 事情... 的... 关系... 的... 问题.

本城... 贵... 的... 官... 的... 社会

的... 名称... 的... 意义... 的... 来源... 的... 问题

的... 问题... 的... 意义... 的... 来源... 的... 问题

本... 的... 意义... 的... 来源... 的... 问题

的... 意义... 的... 来源... 的... 问题

的... 意义... 的... 来源... 的... 问题

的... 意义... 的... 来源... 的... 问题

的... 意义... 的... 来源... 的... 问题

在... 的... 确认... 的... 问题

鹿本大尾

(国際電報)

赤城系 總發

5月11日

森、霞、岡

1-2-1

ホーモル インターナショナル 社長

私達は日本の農林省が愛知、リカー協定の真意や国際琉球乳業
 に火を点している 明確な保証を無視し同乳業がこれにまつていた商業
 上の認可に制限を設け、ただ牛乳とアイスクリームだけしか生産できない
 ような意向が如きことに反対し、我々が抗議していることを知らせてもらいたい
 国際琉球乳業は琉球政府から外国資本投資の認可をとり、政府認可
 252号のまじに永年にならなくてはならぬ製造を生産して来たもの
 認可された製品は「旧ホカ作」に「限らば」飲用4コールド牛乳、いろいろ
 の香料を加え種々の大きさの容器に入れた「アイスクリーム」酸味のあるクリーム
 「アイスcream」クリーム、「ココナッツクリーム」、「ミルククリーム」、「バナナシロ
冷凍アイス菓子」液体ヨーグルトおよび牛乳「フレンジー」などがあげられる。提案
 があった牛乳とアイスcreamだけが生産できるよう認可に制限を加えることは
 これまで何年も続けてきた国際乳業の業務に多大の影響を及ぼすことは
 ありえない。私達が現在もつてこの認可された権利を認めさせたいと
 ここに要求し、

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

フルーセル社におおヨーク製造販売

45. 10. 29.
米北1 (第4)

琉球政府がフルーセル社の予定に
ヨーク製造販売に対し、中止命令を
措置 (別添沖縄米電464号、475号参照) に
琉球政府が米政府と関係なく独自に
を行政的根拠等に基づき、調心
つたこと。参考

1) 現在、沖縄における外資企業活動については、
高年務官布令第11号「琉球列島における外国人

本件代表事務所の見解も聴取する

の投資、及び琉政立法「外資に関する立法」
の立法により規律されている。

(2) 上記布令第11号においては、沖縄における外資企業
活動及びその投資は琉球政府行政主席の
事前の許可を必要とする。米政府、米國
民政府または琉球政府の布令・法令等に
おお免許される事業^(その他)については、その限りではないとの
除外規定 (aが1項) があるが、本件
フルーセル社の如き民間外資企業の場合は
米政府または米政府と関係なく、従って
本布令に於て琉政の許可権下に規制される
ものあり、また、右除外規定中の琉球政府
の立法におお免許される^(事業)とすれば、
尚ほこれは「外資に関する立法」により

認可又は許可取扱いのであり、いずれにしても
 本件ブルーシール社の場合は琉球が許可
 ルフいの完全な権限を有していることなる。
 (7) 上記「外資に関する法律」では認可又は
 許可の基準(第4条)及び条件を附し得ること
 (第11条)が規定されており、従ってブルーシール
 社が許可条件に於てヨーグルトの製造販売を
 行おうとするときは、右外資法に違反すること
 なる。

~~又、本件は最終的に「乳製品」の定義を
 めぐる。この中にヨーグルトが含まれるか
 否かの問題となつておることは、現行
 琉球関係法令(例証 酪農調整法)中、
 乳製品の定義につき明示しているものはない。~~

2. 本件は結局「乳製品」の定義をめぐ
 り、この中にヨーグルトが含まれるかどうか
 の問題となつておることは、この著117129
 現行琉球関係法令の規定次第により。

(1) 琉球法上「乳製品」の生産、供給
 を規定する法律としては、酪農調整法
 があつた。同法は乳製品のつくり方を
 義に記している。

一般に沖縄県は以前本島に於て
 あり、琉球法令と規定されておるもの
 については法令を参考とし、現行の
 本島関係法令を参考とし、

「酪農調整法」及び「畜産物の供給調整等
 に関する法律」あり。両法共に「乳製品」

の定義を掲げているが、いふれも 脱脂粉乳、バター、チーズ、牛乳等 保存性のあり
 加糖等を規定し、乳酸製品は除外している。従って 森林法規上 酪農調整法に
 いう「乳酸製品」は 乳酸製品に含まれるものとす。す。
 (注1) 農林省牛乳乳製品課 石山 有洋 氏
 照会したところ、乳酸製品は「乳酸製品」
 に含まれ、同省に於て 乳酸製品
 には、行状上の 指針 (例として 生産
 の合理化等) (行状) に依り、法律に基き
 (規制は 行状) による。す。
 (注2) 一方 飲食品を 衛生面から 規制するもの
 として、河内 氏に 食品衛生法に 規定する
 こと、乳酸製品乃至 乳酸製品は 同法の 規
 定に 含まれること、衛生上の 食品衛生

法をよめる「乳及び乳製品の成分規格
 等に関する省令」があり、沖繩にも
 「乳及び乳製品の成分規格等に関する
 規則」がある。
 この省令及び規則は 殆ど同一文であるが、
 乳製品の定義を広く規定し
 「クリーム、バター、チーズ、無糖牛乳、加糖
 牛乳、加糖脱脂牛乳、全乳、脱脂
 粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、特級調製
 粉乳、1% 酪乳、乳酸菌飲料 (糖質
 乳固形分 3.0% 以上を含むものを指す) 及び
 乳飲料」として 規定する。す。
 乳酸製品を 乳製品に 含むこと。
 (沖繩例の規則) は、前述の「乳酸菌

7

飲料(……)の許を落しに子か? ニハモ
 ち。此に 厚生局長と同行「乳酸菌飲
 料」……」との交渉を付託にいたる。其
 許を落しに遊落(た)るに決りたる。

(2) ~~……~~ 「乳酸菌」が
 「乳酸菌」を含まないにすれば、其
 遊落に付ける ~~……~~ 衛生面では異
 なるに決りたる。 今回の交渉は
 衛生面の交渉にあり、其境の物品も
 其と同じ 衛生、流通面では (含まない
 「乳酸菌」は「乳酸菌」)
 と譲渡すべきに決りたる。

了。 右の内省等、10月29日付 日経新聞
 朝日新聞の(貴報記事)が別添の如し。

税
無期限

アメリカ局長 〇
 参事官 〇
 北米才一課長 〇
 条約課長 〇
 新 〇
 輸 〇

INTERNATIONAL DAIRIES Co. の輸入物資の
 復帰後の取扱いについて (対米説明案)

46. 4. 21
 米北1

本件について、別紙(新) 農林省と(閣下)
 (新) (調整(和))
~~……~~ 米側へ申し入れることしたい。

担当者: 農林省 畜産局
 牛乳・乳製品課
 乳業班長 十地 内
 近野 4298
 正 501-1018

押紙の
 出立材料
 は
 10/29付
 の
 10/29

秘
無期限

INTERNATIONAL DAIRIES Co.の輸入
物資の復帰後の取扱いについて (対米説明案)

46. 8. 21
米北1

1. 本件企業の輸入する脱脂粉乳等は国家貿易品目であるが、復帰後は沖縄においても「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」等本土の法令が適用国がこれをす
 これ、右制度のもとに一元的に輸入することとなる。

2. ただし、運営上脱脂粉乳等の量・価格等の事業条件については、従来の輸入実績と尊重し、本件企業が合理的な事業活動とできるように好意的な配慮を払う。

GA-6

外務省

秘
無期限

在沖企業インターナショナル・
デアリーズ社の復帰後の取扱い
について

昭和46 4.23
アメリカ局

1. 本件企業が資本比率を外資100パーセントの現状のままアイスクリーム及び市乳の製造を含む現行事業を復帰後も継続する場合、事業所、販売店の設置等事業活動の地域を沖縄に限ることを条件にこれを認める。
2. 本件企業が輸入する脱脂粉乳等は国家貿易品目であり、復帰後は沖縄においても「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」等、本土の法令が適用され、同制度のもとに国が輸入することになる。
3. 輸入品を含め脱脂粉乳等の必要な原材料の入手については、本件企業が合理的な事業活動を継続しうるよう、かつ、他の同種の在沖企業に比して実質的にも不利にならないよう好意的な配慮を払う。

(なお、復帰に際し、本件企業より農林省に対し必要な念書を提出せしめ、右に反する事態が生じた場合は、外交ルートを通じて、善処を求める措置をとることあるべき旨しかるべく米側に申し入れおくこととする。)

7/

執
無期限

在沖企業インターナショナル・
デアリース社の復帰後の取扱い
について

昭和46. 4.23
アメリカ局

1. 本件企業が資本比率を外資100パーセントの現状のままアイスクリーム及び市乳の製造を含む現行事業を復帰後も継続する場合、事業所、販売店の設置等事業活動の地域を沖縄に限ることを条件にこれを認める。
 2. 本件企業が輸入する脱脂粉乳等は国家貿易品目であり、復帰後は沖縄においても「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」等、本土の法令が適用され、同制度のもとに国が輸入することになる。
 3. 輸入品を含め脱脂粉乳等の必要な原材料の入手については、本件企業が合理的な事業活動を継続しうるよう、かつ、他の同種の在沖企業に比して不利にならないよう好意的な配慮を払う。
- （なお、復帰に際し、本件企業より農林省に対し必要な念書を提出せしめ、~~右に反する~~ ^右 ~~事態~~ ^に 生じた場合は、外交ルートを通じて、善処を求める措置をとることあるべき旨しかるべく米側に申し入れおくこととする。）

反する事態が生じた場合は、外交ルートを通じ
ても、善処を求める措置をとること~~を~~すべき
旨~~米側~~に申入れおくこととする。)

在中企業INTERNATIONAL DAIRIES CO.の復原価
の検討について

1. 本件企業が従来税率と外資100%以上の課税が主として
以外に平乳の製造の事業に復原価に付与された場合、事業
所設置地の設置等事業活動の地域に冲縄に限定して
る条件にこれ認める

2. 本件企業は輸入材料脂肪粉等以て国家貿易品目として
復原価に冲縄に付与した加工原料乳生産者協会の金等輸入
増進助成金、本土の法令が適用され、国利及び国に
輸入するに付する。

3. 輸入品に食料脂肪粉乳等。必要な包装材料、企業に必要
な自由な企業は国内市場に輸入するに付する。
本件企業は合理的な事業活動が他に在沖企業に比して、
不利に付するに付して既認する。

4. 1の条件を確保するための担保として、本件企業は復原
価に付与された品目と同条件を遵守する旨の誓書提出材料に
て同条件の遵守に付し、事業が実施されるに付して外交に付して

2. 事業解決のための措置をとり。

4月22日 勸業 外務省北支一課長
送: 支那 100 (蒙特畜牛乳製乳課長)
務務越: 110

在講企業 INTERATIONAL DAIRIES CO. の復帰後
の状況 1500112

46.4.22

1. 本件企業の資本比率を外資 100% 以下の現状のまま、
ケリーが本乳の製造の事業を復帰後も継続する場合、事業
所、販売店の設置等、事業所重心の地域を非總心限ることを条件に
これを認めようとする。

2. 本件企業が輸入する脱脂粉乳等は、国家貿易目であり、復帰後
は沖縄においても加工原料乳生産者補給金等暫定措置法
等本土の法令が適用され、同制度のもとに国の ~~三~~ 輸入額
にととなる。 沖場の知識

3. 本件に復帰案件の暫定措置として原料手当等については沖
企業に対し特別措置を講ずる場合は、本件企業に対しても
これにこれを扱うものとする。

4. 1. の条件を確保するための担保として、本件企業は復帰の際
~~に~~ 農林省に同条件を遵守する旨の宣誓を提出
するものとし、同条件の復帰後遵守されない事態が生
じた場合は、外交上を通じて事態解除のための措置をとるものとする。

... (Faint text in the top-left column of page 403)

... (Faint text in the top-middle column of page 403)

... (Faint text in the top-right column of page 403)

... (Faint text in the bottom-left column of page 402)

... (Faint text in the bottom-middle column of page 402)

... (Faint text in the bottom-right column of page 402)

... (Faint text in the top-left column of page 433)

... (Faint text in the top-middle column of page 433)

... (Faint text in the top-right column of page 433)

... (Faint text in the bottom-left column of page 434)

... (Faint text in the bottom-middle column of page 434)

... (Faint text in the bottom-right column of page 434)

秘
無期限

(記録用紙)

条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
日米交渉
主任

在沖縄インターナショナル・デパート
社の取扱い

46.4.28
米北(伝巻)

1. 4月27日 フォアモスト・^{キゲン}キゲン植系総代理人
バケリ-在沖縄インターナショナル・デパート社社
長は福ア州局長参事官を来訪(ラット書記官
同席)。同参事官より外務省と農林省との
やりとり(別添)を説明の上、農林省も治令
の用意の意向を示して^{農林省}その^{農林省}時期をいつ
て^{農林省}組織の編成に^{農林省}説明をして^{農林省}欲しい旨を

始した。

先より外務省の努力を多とせし事に、フォアモ
トとして沖縄においての事業活動を続け
る。本社へも事業活動を拡大するの最終
的^取段階を出ておき、農林省の承認
また上本社に説明の材料を述べたこと
を述べた。

又引続き農林省において乳製品課長と面
談。^{キゲン}キゲン^{農林省}農林省の承認を確実な法
次として。

(1) 地理的制限を果すのは現在沖縄に

沖縄

おいて事業活動している「インターナショナル」
の事業活動に^対してのみである。

(「乳類」が本邦においては「デパート」
と技術提携^を「ゴーンテン・ステート」
のアイスクリームを³輸出していること、森永も原料

の輸出を³していることを報告し、右に³は

制限はないと³了解を³指摘。) ³

(農林省は³前記事実を³余り³知ら³ず³に³

あり³た³) ³

(2) 自由化政策が³道州³地理的³制限³を³

次に³解除³す³た³と³理解³した³。

GA-6 外務省

(農林省側は³乳類³の自由化³は³当面³を³
³外³に³を³と³指摘³。) ³

(3) 原料は³市場³において³輸入³を³含む³

自由に³購入³でき³ても³、価格³が³9倍³以上³

ある³こと³は³、労働³組合³対策³も³困難³な³

問題³を³提起³する³。

(農林省側は³、沖縄³における³他³の³企業³の³

47³も³同³様の³こと³が³ある³こと³は³、³沖縄³沖縄³は³

全般³の問題³として³「インターナショナル」³に³

限³り³と³指摘³。) ³

(4) Vegetable fat, 林³乳³製³品³の³原料³に³

は使われる。食品衛生法(厚生省令)上

は使われる。

vegetable farce

P221-4の原料として使用すること

は特に禁止規定はない。P221-4は

牛乳が原料として使われることによる消費者

の懸念があること、或は使用することによる

衛生上の懸念がある。

(5) 4-5の各中掲載された場合、地域制

限は行わない。

(農林省に) 答へる旨として回答を

した。

(6) 農林省側から今後について話し合い

を行う旨(米)「4」を決定。

3. 上記の農林省に於ける調査の後、更に協

議を行うこと。

「4」は、農林省が今後について、P221-4の

事業活動を押し進めようとする旨の印象を

与えたが、何れにしても同様の意向も理解の

同義語として、問題があることも農林省の

話し合いの結果として所要の改善を再検討す

べし。

4. 4月28日 文部省に於て「ケ」が本邦と海外
 連絡の結果として、半北(15名)以内
 報域に於て次の通り。
 (1) 本邦に 100%の海外からの政府の^土承認
 照会が提出されたものがあることである。
 (2) 原料の直接輸入がどうして可能である
 輸送期間を短くして直接輸入しようとする
 ことが出来たことである。
 (3) 現地の行政の^土承認を4月28日現在
 確保されたことである。
 (4) 5月6日午後12時に東京に到着した

「ケ」は

高層局長との^土交渉に於て
 同意を得たことである。

○ 米の農林畜産経済の
分析資料

46. 4. 27

在沖米企業の20%削減維持の

牛乳の製造

(1) 外務省の意向は右の通り

1) 米の削減比率は外資100%の理に基き、P.R. 5.11-4、米乳

の製造事業は復旧後継続する場合、事業所、販売店の設置等

事業所が地域に沖米の比率に基き、米を削減する。

1) 米の削減は輸入米の削減と同等と見做す。復旧後

は沖米の削減は加工原料の生産者、運輸業者等に波及する

米の削減は国内米の削減と同様に国内米の輸入に

は及ぶ。

2) 輸入米の削減は、原料米の削減は、米の削減に

は及ぶ。国内米の削減は、米の削減に及ぶ。米の削減は

国内米の削減に及ぶ。米の削減は、米の削減に及ぶ。米の削減は

は及ぶ。

3) 米の削減は、米の削減に及ぶ。米の削減は、米の削減に及ぶ。

米の削減は、米の削減に及ぶ。米の削減は、米の削減に及ぶ。

米の削減は、米の削減に及ぶ。

執
無期限

200
1999
7.13
条約課長
(2000-25)
5/68

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

イノ-ナル-テラ-ス地球KKの復帰後
の取扱-問題

45.57.26

米北一

本件は、イノ-ナル-テラ-ス地球KKと同社と農林省畜産局
間交渉に、イノ-ナル-テラ-ス地球KKが登録会社として、今般同社

の要望に対し、農林省側の回答は、別
添1.の同省担当課長名書信と当課

佐藤が在京米大使館から書記官に取
次-たので。(米側の希望は、当課が仲介。)

参考として、同省担当課長名書信と、
合意の上、別添2の如き確認書と交換交渉意向書

米側との交渉は、米側が主導し、日本側が追随する。米側は、本件を米側が主導し、日本側が追随する。米側は、本件を米側が主導し、日本側が追随する。

改訂版

別添 1

昭和46年5月26日

インターナショナル・デアリース 琉球KK代表 殿
(在京米國大使館経が那佐々木経済担当顧問経由)

農林省畜産局 牛乳乳製品課長

インターナショナル・デアリース 琉球KKに対する同社の牛乳乳
製品製造部門の復帰後のとり扱について

かねて協議の際、貴方より申し出のあつた下記1のことにつ
いて下記2のとおり回答申し上げます。おつて異議のない場合は、別
途合意事項に関する確認書を交換することといたしたいので何分
の儀御回答ありたい。

記

1 貴方より申し出のあつた意向

- (1) 現在、琉球政府から認可を受けライセンスに記載されてい
る事業種目については、現在実際には事業活動していないもの
でも認可されたい。
- (2) 本土における事業活動については、他の在沖縄外資が復帰
後本土において許されると等しい処遇を与えられたい。
- (3) 原料の入手について現状のとおり安価な輸入品を使用でき

るよう特別措置を講じられたい。

(4) 以上3条件が許可されるのであれば資本構成を6:4まで
改めてもよいがその場合暫時の猶余期間を与えられたい。

(5) 以上(1)~(4)の希望が入られない場合は現状資本構成のま
ま沖縄で活動を続けたい。

2 貴方申し出に対する回答

(1) 現在貴社が行なっている市乳およびアイスクリーム製造業
は本土の自由化段階では自由化されていない業種であり、か
つ資本比率100%の外資企業は認可の例をもたないが復帰
という特殊事案であることを考慮し、その実績を尊重する。

(2) 外資比率が50%を超える場合には本土における事業活動
を認めることはできない。

(3) 原料手当については、わが国の乳業政策の基本にかかわる
問題であり、現在これを保証することは出来ない。しかし在
沖縄の他企業とは平等に扱う。

(4) したがって当方としては貴社が資本比率を外資100%の
まま継続されることについて事業活動を沖縄に限定し、市乳
およびアイスクリーム製造業に従事されることは異存はない。

復原工作由第一加工所及琉球KKの牛乳製造
製造部内より披出に同社代表と農林省事務局
向の確認書 (案)

沖繩の行政権米國から日本へ迅速に~~件付~~生ずる、在沖
選米企業より第一加工所及琉球KKの牛乳製造製造部内
より本州政府の取扱に同意し同社代表と農林省事務
局との協議の結果、以下の各条の如き同意の上を確認す。

1. 第一加工所及び琉球KKは復原後は直ちに適当
相在米國内を製造し其他秩序に従ふ。

2. 同社は牛乳製造業の製造を以て製造業の事業活動とし

沖繩に~~限~~業するに之を条件とし現在事業活動中の牛乳^{製造}業
より製造業の立案比率を^外資100%より²に¹に縮減するに之

承認す。

工札

3. 資料各条より在沖繩の他企業と差別化^しす。

4. 本案急務の將來の確信の如きを確認書に日本又は

文^件作成し、第一加工所及び琉球KK代表と農林省^{事務局}

~~製造部~~製造部内より披出に同社代表と農林省^{事務局}

外務省北米課長 送付心、復層後送付感。申能生心
在、所地保(33)の、2、3。

1991年 5月

農林省農政司牛乳乳製名課長

農林省北米課長 送付心、2、3

梅子乳 4-2-1
Hande-co 社 4-4-1

昭和46年5月22日

インターナショナル・デアリース琉球KK代表 殿
(在京米国大使館経済部佐々木通訳経由)

農林省畜産局 牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長宛

インターナショナル・デアリース琉球KKに対する同社の復帰後のとり扱
についての回答

かねて協議の際、貴方より申し出のあつた下記1のことについて下記
2のとおり回答申し上げます。つき各条御検討の上回答されたら

おて、異議のない場合は、別途合意事項の確認書と交換紙とを渡す
の件何れもご同答ありたい。記

1 貴方より申し出のあつた意向

- (1) 現在、琉球政府から認可を受けライセンスに記載されている事業
種目については、現在実際には事業活動していないものでも認可さ
れたい。
- (2) 本土における事業活動については、他の在沖繩外資が復帰後本土
において許されると等しい処遇を与えられたい。 *participation in
business plant / branch*
- (3) 原料の入手について現状のとおり安価な輸入品を使用できるよう
特別措置を講じられたい。
- (4) 以上3条件が許可されるのであれば資本構成を6:4まで改めて

* 4-2 (琉球乳製品) 及び 4-2 製造 (輸入販売) 類
ハイウ乳製品 珍品
① 製造設備はない → cultured milk

もよいがその場合暫時の猶余期間を与えられたい。

(5) 以上(1)~(4)の希望が入られない場合は現状資本構成のまま
沖縄で活動を続けたい。

2 貴方申し出に対する回答

(1) 現在貴社が行なっている市乳およびアイスクリーム製造業は
本土の自由化段階では自由化されていない業種であり、かつ資
本比率100%の外資企業は認可の例をもたないが従って復帰
という特殊事態にあるといふ。 *これを考慮し、その実績を尊重する*
現在琉球政府のライセンスに
記載があつたとしても実績のない業種については認める用意は
ない。

(2) 本土における事業活動を認めることはできない。 *50-50% 50-50% 50-50%*

(3) 原料手当については、わが国の乳業政策の基本にかかわる問
題であり、現在これを保証することは出来ない。しかし在沖繩
の他企業とは平等に扱う。

(4) したがって当方としては貴社が資本比率を外資100%のま
ま継続されることについて事業活動を沖縄に限定し、現在の業
種である市乳、アイスクリーム製造業に従事されるのであれば
認めることは止むを得ないと考えている。 *ことに異存はない。*

① 50-50 OK については 改めて話し合おう

46. 2. 17. 2. 22
農林省畜産局乳製品課
近接事務官の指導趣意あり

昭和46年5月22日

インターナショナル・デアリース琉球KK代表 殿
(在京米國大使館經濟部佐々木通訳経由)

農林省畜産局 牛乳乳製品課長

インターナショナル・デアリース琉球KKに対する同社の復帰後の取り扱い
についての回答

かねて協議の際、貴方より申し出のあつた下記1のことについて下記
2のとおり回答申し上げるにつき各条御検討の上回答された。

記

1 貴方より申し出のあつた意向

- (1) 現在、琉球政府から認可を受けライセンスに記載されている事業
種目については、現在実際には事業活動していないものでも認可さ
れたい。
- (2) 本土における事業活動については、他の在沖縄外資が復帰後本土
において許されると等しい処遇を与えられたい。
- (3) 原料の入手について現状のとおり安価な輸入品を使用できるよう
特別措置を講じられたい。
- (4) 以上3条件が許可されるのであれば資本構成を6:4まで改めて

マネース = 原料 - 鶏卵 → 自由化したい
4:4:2 = 原料輸入確保の問題は自由化の趣意あり

もよいがその場合暫時の猶余期間を与えられたい。

- (5) 以上(1)~(4)の希望が入れられない場合は現状資本構成のまま
沖縄で活動を続けたい。

2 貴方申し出に対する回答

- (1) 現在貴社が行なっている市乳およびアイスクリーム製造業は
本土の自由化段階では自由化されていない業種であり、かつ資
本比率100%の外資企業は認可の例をもたない。従つて復帰
という特殊事態にあるとはいえ、現在琉球政府のライセンスに
記載があつたとしても実質のない業種については認める用意は
ない。
- (2) 本土における事業活動を認めることはできない。
- (3) 原料手当については、わが国の乳業政策の基本にかかわる問
題であり、現在これを保証することは出来ない。しかし在沖縄
の他企業とは平等に扱う。
- (4) したがつて当方としては貴社が資本比率を外資100%のま
ま継続されることについて事業活動を沖縄に限定し、現在の業
種である市乳、アイスクリーム製造業に従事されるのであれば
認めることは止むを得ないと考えている。

(4)につき双方合意の上、"念書"と交換する意向(書面)
(近接の談)

Indenco

① 新産品の: 市乳: ice cream
心身にいい.

② 宝器台-11: 4-7. 及 6-4元
製菓用 → 輸入販売のみ.

① Cheese.

① natural cheese

① 天然チーズ → 1955年50-50
OK

② 加工品 → 5X

② Process Cheese 5X

輸入 40,000 . 販売 8,000kg

現在優先的

即座に 資料を提出

企業接合課

社名 経国深 501-3725

振込
同様

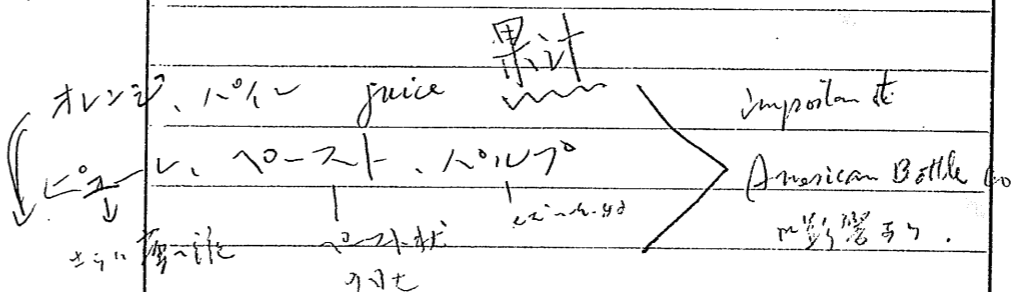
精製糖と小麦

経理大臣
大臣官房

I.Q

③ In the light of → 10%
10%以下の糖は OK.

精製糖 → 2kg



乳肉 } 一部 { 小麦粉
乳 } } 砂糖

神

アメリカ局長
参事官

柳井 条約課長
北米第一課長

インターナショナル・デパートの取扱問題

46.6.21
米北一

1. 今般インターナショナル・デパート社のキゲン支
配人より、増田農林省畜産局長宛書簡。

写し(別添)をアメリカ局長参事官に送付し
同社は100%外資のみ、沖縄に関し

この旨を表明した。

2. 同省畜産局牛乳製乳課(中瀬参事官)
によれば、キゲンは16日午後畜産局畜産

参事官を往訪し、(在京米佐味との通訳同行)

GA-5

161 外務省

2

右増田局長宛書簡を呈示し話し合った。
3. 同社は、沖縄内でのみ営業する条件

にて、復帰後本土からの沖縄向け牛
乳及びアイスクリーム輸出が現状よりも

増加しないよう配慮を要請したのに対し、
同参事官は、これを受入れ、双方の本件

(較上) 話し合は、^{たが}落着き ~~17日~~ 翌17日
確認のため、同省より、在京米大(佐味

氏)より、増田局長はキゲン書簡の
内容に異議はない旨、口頭にて

伝えられた。

かたがは、口頭にて上級参事官に報告した。

GA-6

外務省

International Dairies (Ryukyus) Limited
PO Box 17
Urasoe
OKINAWA
RYUKYU ISLANDS

12 June 1971

Mr Hisashi Masuda
Director General
Livestock Bureau
Ministry of Agriculture and Forestry

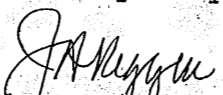
Dear Mr Masuda:

In line with our various discussions with you and other officials of the Ministry concerning the post-reversion operational status of International Dairies (Ryukyus) Limited, we have fully reviewed our respective positions and appreciate fully the consideration accorded to International Dairies in the Ministry's deliberations.

In keeping with the spirit of co-operation evidenced in our discussions to date, International Dairies is prepared to accede to the request of the Ministry that it not export to Japan for sale in any other prefecture, milk or ice cream produced in its 100% foreign-owned production facilities on Okinawa, on the assumption that export of the same or like products from Japan for sale in Okinawa does not materially increase from present negligible levels.

It is our continuing desire that the working relationship already established between us carry over intact into the post-reversion period when we look forward to close co-operation with the Ministry in furthering the aims of the Okinawa dairy industry to the continuing benefit of the Okinawan people.

Yours very truly,


John A. Kiggen,
Director,
INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYUS) LIMITED.

cc: Mr. Masatada Tachibana ✓
Assistant Director General
Ministry of Foreign Affairs

Ambassador A.H. Meyer

Minister R.L. Snieder

Minister R.A. Fearey

June 29, 1971

Livestock Bureau
Ministry of Agriculture and Forestry
Tokyo, Japan

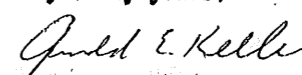
Gentlemen:

Attached is a list of major ingredients and resale items our company has imported from 1969 onward as well as estimated needs through 1973. The list was requested by your Mr. Norio Kondo who recently called on us during his Okinawa visit.

It is our understanding that in keeping with the Section VII of the Aichi - Meyer Business Letter of May 17, 1971 and the Reversion Treaty, our company will be allowed to continue importing and using these products and ingredients except for State Traded items. We would appreciate your acknowledgement accordingly.

Regarding State Traded milk powder and fat, we sincerely hope that further serious thought and deliberation will be given to allowing all Dairy firms in the Ryukyus to continue buying these products on the world market for a period of time so as to not place a hardship on the Ryukyuan consumer at the time of reversion.

Very truly yours,


Gerald E. Kelley
President

GEK/eme

cc: Mr. Masatada Tachibana
Assistant Director General
Ministry of Foreign Affairs

Minister R. L. Snieder

INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYU) LTD.
List of Major Ingredient Usages

Ingredient Usages	Unit	1968	1969	1970	1971	1972	1973	Countries Purchased From	Purchasing Agent
		1968	1969	1970	Projected	Projected	Projected		
Powder (Milk)	kg.	88,670	119,371	159,962	175,000	200,000	210,000	USA, Australia	Foremost Foods Co.
Fat (Vegetable & Milk)	kg.	32,447	42,375	55,742	85,000	100,000	120,000	USA & Holland	Toshoku Co.
Corn Syrup	kg.	4,796	6,336	8,836	18,000	20,000	25,000	USA	Foremost Foods Co.
Cocoa	kg.	1,624	2,547	3,483	4,000	4,500	5,000	"	United Exporters
Liq. Co	kg.	856	1,214	1,715	1,750	1,800	2,000	"	Foremost Foods Co.
Cocosol	kg.	190	316	430	475	500	550	"	"
G.X.E Stabilizer	kg.	926	1,015	1,618	1,650	1,800	2,100	"	"
Tween - 65	kg.	198	280	310	350	400	550	"	"
Sheepac	kg.	30	52	47	75	85	100	"	"
Sugar	kg.	35,057	49,556	67,793	70,000	80,000	90,000	Okinawa	Kaminura Sangyo
Nutrimix	kg.	5,103	5,781	8,027	5,000	5,000	5,000	USA	Foremost Foods Co.
Vanilla Extract	liter	300	350	406	500	600	660	"	"
Strawberry Flavor	"	43	47	50	75	100	150	"	"
Raspberry Flavor	"	5	10	15	10	10	10	"	"
Maple Maker	"	12	17	20	10	10	10	"	"
Pineapple Extract	"	17	24	25	12	10	10	"	"
Peppermint Extract	"	5	5	10	5	5	5	"	"
Banana Extract	"	11	15	15	20	22	25	"	"
Cherry Extract	"	10	10	10	-0-	-0-	-0-	"	"

Ingredient Usages	Unit	1968	1969	1970	1971	1972	1973	Countries Purchased From	Purchasing Agent
		1968	1969	1970	Projected	Projected	Projected		
Pistachio Flavor	liter	5	5	5	5	5	5	USA	Foremost Foods Co.
Egg Nog Flavor	"	10	10	10	10	10	10	"	"
Orange Sherbet Base	"	37	45	65	75	95	100	"	"
Lime Sherbet Base	"	30	35	60	65	80	90	"	"
Lemon Emulsion	"	36	43	50	50	50	50	"	"
Rum Flavor	"	5	5	10	-0-	-0-	-0-	"	"
Peach Flavor	"	5	10	10	5	5	5	"	"
Cocoa Base Coating	kg.	4,126	4,551	7,320	10,000	11,000	12,000	"	"
Bar Crunch	"	295	305	318	500	700	800	"	"
Strawberry Puree	"	13,521	14,755	20,157	25,000	27,000	30,000	"	"
Pineapple Puree	"	477	502	603	650	700	750	"	"
Raspberry Puree	"	87	91	95	95	80	80	"	"
Tutti Fruitti	"	84	92	90	50	50	50	"	"
Pistachio Salad	"	32	47	50	40	40	40	"	"
Cherry Halves	"	42	47	50	50	50	50	"	"
Peppermint Pillows	"	37	42	50	10	10	10	"	"
Butter Brickle	"	15	17	22	10	10	10	"	"
Mit Meg	"	7	10	12	5	5	5	"	"
Orange - Pineapple	"	25	29	32	10	10	10	"	"
Choco Ripple Sauce	"	102	125	150	200	250	300	"	"

Ingredient Usages	Unit	1968	1969	1970	1971	1972	1973	Countries Purchased From	Purchasing Agent
		Projected	Projected	Projected	Projected	Projected	Projected		
Peach Puree	kg.	5	5	210	1,000	1,000	1,000	USA	Foremost Foods Co.
Marshmallows	"	78	110	75	75	75	75	"	"
Diced Nuts	"	376	457	2,575	3,050	4,000	4,200	"	"
Buttered Pecans	"	200	221	250	-0-	-0-	-0-	"	"
Chocolate Chips	"	345	622	751	-0-	-0-	-0-	"	"
Vanilla Shade	liter	40	45	50	100	120	125	"	"
Red Color	"	5	5	5	5	7	10	"	"
Orange Color	"	5	5	5	5	7	10	"	"
Yellow Color	"	5	5	5	5	7	10	"	"
Green Color	"	5	5	5	5	7	10	"	"
Peach Color	"	5	5	5	5	7	10	"	"
Caramel Color	"	5	10	10	10	12	12	"	"
Orange Flavor P.P.	"	10	15	30	40	45	45	"	"
Lime Flavor	"	10	15	27	30	35	35	"	"
Grape Flavor	"	5	5	8	-0-	-0-	-0-	"	"
Root Beer Flavor	"	5	5	5	-0-	-0-	-0-	"	"
Raspberry Flavor	"	12	12	12	10	10	10	"	"
Strawberry Flavor	"	9	12	15	20	25	25	"	"
Packaging									
Homop Milk Cartons	Qt.	ea.	450,125	498,256	572,571	500,000	575,000	"	"

Packaging	Unit	1968	1969	1970	1971	1972	1973	Countries Purchased From	Purchasing Agent
		Projected	Projected	Projected	Projected	Projected	Projected		
Homop Milk Cartons	Pint	ea.	225,125	260,345	275,953	200,000	275,000	USA	Foremost Foods Co.
"	"	"	895,576	1,002,522	1,014,817	1,000,000	1,200,000	"	"
"	"	"	115,574	126,753	143,906	125,000	150,000	"	"
Chocolate Milk Cartons Qt.	"	"	145,476	160,432	175,679	160,000	175,000	"	"
"	"	"	456,743	502,425	567,816	500,000	580,000	"	"
Blank Milk Cartons Qt.	"	"	3,500	5,000	10,000	-0-	-0-	"	"
"	"	"	-0-	5,000	5,000	-0-	-0-	"	"
"	"	"	-0-	-0-	15,000	-0-	-0-	"	"
Yogurt Cartons 1/3 Qt.	"	"	-0-	-0-	35,432	25,000	50,000	"	"
Cottage Cheese Cartons Pints	"	"	3,576	4,022	4,392	5,000	5,000	"	"
"	"	"	3,576	4,022	4,392	5,000	5,000	"	"
Sour Cream Containers	"	"	4,576	5,025	5,952	6,000	7,000	"	"
Big Dipper Bars Bags	"	"	157,025	257,421	328,608	500,000	600,000	"	"
Par-T-Pop Bags	"	"	600,000	675,000	750,000	1,000,000	2,000,000	"	"
Comboy Bags	"	"	-0-	-0-	250,000	500,000	500,000	"	"
Novelty Sticks	"	"	1,050,674	1,756,235	2,000,735	2,500,000	5,000,000	"	"
Wooden Spoons	"	"	500,000	1,000,000	3,000,000	3,750,000	4,500,000	Okinawa & Sweden	Maruso K.K.
Top Cones	"	"	600,000	850,000	1,093,968	1,500,000	2,000,000	Okinawa	Ashahi Shokuhin
Ice Cream Containers 3-Gal.	"	"	13,487	15,421	16,974	17,500	20,000	USA	Foremost Foods Co.
"	"	"	12,176	15,945	17,381	25,000	30,000	"	"

Packaging	Unit	1968	1969	1970	1971 Projected	1972 Projected	1973 Projected	Countries Purchased From	Purchasing Agent
Ice Cream Containers Pint	ea.	87,503	1,020,015	115,060	200,000	250,000	300,000	USA	Foremost Foods Co.
"	"	154,306	174,320	188,640	-0-	-0-	-0-	"	"
"	"	154,306	174,320	188,640	-0-	-0-	-0-	"	"
"	"	556,342	777,854	-0-	-0-	-0-	-0-	"	"
"	"	556,342	777,854	-0-	-0-	-0-	-0-	"	"
"	"	556,342	777,854	-0-	-0-	-0-	-0-	"	"
"	"	-0-	-0-	1,212,768	1,500,000	1,750,000	2,000,000	"	"
"	"	-0-	-0-	1,212,768	1,500,000	1,750,000	2,000,000	"	"
Operating Supplies									
Scotch Brite Pads									
Stainless Steel Sponge									
Recording Charts									
Sanitary Gaskets									
Staples									
Crystal Chlor									
Bonchem #C-5									
Bonchem #10									
Bonchem Floor Cleaner									
Acid #600									
Paper Hats									

Operating Supplies	Unit	1968	1969	1970	1971 Projected	1972 Projected	1973 Projected	Countries Purchased From	Purchasing Agent
Brushes								USA	Foremost Foods Co.
Brooms								"	"
Laboratory Equipment								"	"
Dairy Bar and Resale Items									
Vanilla Syrup	Cases	167	207	425	420	400	500	"	Foremost Foods Co.
Chocolate Syrup	"	436	508	436	450	500	600	"	"
Strawberry Syrup	"	302	378	430	350	400	450	"	"
Pineapple Syrup	"	98	145	132	50	50	50	"	"
Cherry Syrup	"	54	82	78	50	50	50	"	"
Banana Syrup	"	24	47	41	30	40	40	"	"
Coffee Syrup	"	17	31	28	10	-0-	-0-	"	"
Malt Syrup	"	14	38	32	35	35	35	"	"
Hot Fudge Syrup	"	276	332	376	450	500	600	"	"
Strawberry Topping	"	243	378	362	400	450	500	"	"
Pineapple Topping	"	106	275	354	456	400	400	"	"
Cherry Topping	"	152	176	135	-0-	-0-	-0-	"	"
Blackberry Topping	"	61	97	78	-0-	-0-	-0-	"	"
Marshmallow Topping	"	23	42	51	25	25	25	"	"
Butterscotch Topping	"	147	201	198	45	45	45	"	"

Dairy Bar and Resale Items	Unit	1968	1969	1970	1971 Projected	1972 Projected	1973 Projected	Countries Purchased From	Purchasing Agent
Mayonnaise	Cases	126	147	175	-0-	-0-	-0-	USA	Foremost Foods Co.
Mustard	"	101	156	142	100	100	109	"	"
Relish	"	76	109	102	56	-50	-50	"	"
Straws	"	56	109	78	70	50	50	"	"
Cake Cones	"	142	204	293	275	275	275	Japan & USA	Foremost Foods Co. & Nisei Cone Co.
Paper Plates	"	41	62	75	25	25	25	USA	Foremost Foods Co.
Cups S-16	"	226	243	206	200	200	200	"	"
Cups S-14	"	301	379	356	300	200	200	"	"
Cups S-12	"	304	422	442	300	300	300	"	"
Cups Lids	"	178	241	253	200	200	200	"	"
Banana Boat Cups	"	45	47	38	50	50	50	"	"
Sundae Dish	"	36	49	43	50	50	50	"	"
Plastic Spoons	"	31	52	33	50	50	50	"	"
Plastic Forks	"	12	17	26	10	10	10	"	"
Hot Dog Trays	"	12	18	15	10	10	10	"	"
Repair Parts for Equipment	"							"	"

New Items	Unit	1968	1969	1970	1971 Projected	1972 Projected	1973 Projected	Countries Purchased From	Purchasing Agent
10-Pop bags		-0-	-0-	-0-	500,000	1,000,000	2,000,000	USA	Foremost Foods Co.
Apollo Cup & Lid 4 oz.		-0-	-0-	-0-	250,000	500,000	1,000,000	"	"
Plastic Cup & Lid 4 oz.		-0-	-0-	-0-	300,000	500,000	1,000,000	"	"
Top Cone & Jacket		-0-	-0-	-0-	400,000	1,000,000	1,500,000	"	"
Pop-up Cup Lid & Stick 3/4 oz.		-0-	-0-	-0-	300,000	600,000	1,250,000	"	"
Honey Roll Sugar Cone		-0-	-0-	-0-	250,000	500,000	750,000	"	"

INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYUS) LTD.

P. O. Box 17, Urasoe.

Okinawa, Ryukyu Islands



INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYUS) LTD.
P. O. BOX 17, URASOE, OKINAWA

CABLE CODE:
BLUESEAL OKINAWA
TELEPHONE:
097 3788

佐藤事務官
October 9, 1971

Mr. Hisashi Masuda
Director General
Livestock Bureau
Ministry of Agriculture and Forestry

Dear Mr. Masuda:

In recent discussions with various GOJ officials here in Okinawa, including your Mr. T. Seki, I was concerned to learn that it is the opinion of your Ministry that all matters regarding our company had not been resolved as a result of Mr. Kiggen's letter of June 12, 1971.

The foreign business community has always maintained that other than special agreements made by certain companies and the respective Ministries, all other rights of the Aichi-Meyer letter would be accorded. In our agreement made with your Ministry, we confirmed that we would not export milk and ice cream to the homeland and by so doing our scope of business activities would be predicated on our existing Foreign Investment License granted by the GRI. Our business license covers all dairy products.

In June, 1971 the GRI refused our petition for license amendment to include yogurt. The amendment was submitted at the request of the GRI so that they could solve an impasse which developed in an earlier interpretation of our license. Our company and USCAR considers our license to cover all dairy products including yogurt. Attached is a copy of a letter from the office of the Civil Administrator which clearly negates the decision of the GRI and once again establishes the fact that our license is for all dairy products including yogurt.

It is our opinion that having reached an agreement with your Ministry our validated license, to be issued after reversion will be for all dairy products and that our company will be afforded all other rights of the Aichi-Meyer letter except that we will not export milk and ice cream to the other prefectures.

Another concern to us is that while import quotas of milk solids and butter-fat oil will apparently be granted to our company after reversion, the amounts so allocated have not been determined nor has the amount of import duty to be applied been disclosed. It would be of great help to us if you could clarify these matters so as to assist us in future planning. It is assumed by foreign firms on Okinawa that import quotas will be granted which would allow a firm to maintain its present market share with regard to future growth.

Mr. Hisashi Masuda

October 9, 1971

Mr. Kiggen and I will be arriving in Tokyo on October 14 and would appreciate discussing these matters on October 15 with you and others in the Ministry of Forestry and Agriculture and officials of the Foreign Ministry, Mr. Mabuchi of MITI, Okinawa Reversion Preparation Office and Minister Sneider of the United States Embassy.

It is our sincere desire to resolve these important matters in a way that will contribute to a smooth reversion adjustment and a warm relationship of mutual understanding.

Sincerely yours,

INTERNATIONAL DAIRIES (RYUKYUS) LTD.

Gerald E. Kelley
Gerald E. Kelley
President

GEK/eme

cc: Mr. Masatada Tachibana, Foreign Ministry
U.S. Ambassador Armin H. Meyer
Minister Richard L. Sneider, U.S. Embassy
Minister Robert A. Fearey, United States Civil Administration - Naha
Mr. Naozo Mabuchi, MITI, Head of Okinawa Reversion Preparation Office



DEPARTMENT OF THE ARMY
U.S. CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
APO SAN FRANCISCO 96248

IN REPLY REFER TO:

HCRI-EC

5 AUG 1971

SUBJECT: Recommendation of Foreign Investment Board -
Foremost International Dairies (Ryukyus) Ltd.

Chief Executive
Government of the Ryukyu Islands
ATTN: FIB

1. References: a. Letter GRI-FIB-13-46, 22 July 1971, subject as above.


b. Letter HCRI-EC, 17 April 1970, subject as above.

2. It has always been the position of the United States Civil Administration that the applicant was granted the right to manufacture and sell all types of dairy products including Yogurt under its original Joint Foreign Investment License No. 252, issued 23 October 1961.

3. Reference 1b clearly stated that the Civil Administrator did not approve any Foreign Investment Board action which would narrow the activities authorized in the original license without the consent of the licensee. In subsequent meetings called by the Civil Administrator for the purpose of clarifying this letter to the Chairman of the Foreign Investment Board and the other Government members, this position was reiterated.

4. The recommendation stated in reference 1a is not consistent with the aforementioned Joint Foreign Investment Board License No. 252 and the previously stated position of the Civil Administrator; therefore, it cannot be accepted.

FOR THE CIVIL ADMINISTRATOR:


D. C. BUCKLEY
Lieutenant Colonel, AGC
Chief of Administration